

京都府・京都市中小企業融資制度
開業・経営承継支援資金

創業（開業）型 創業無保証人型



創業計画段階から既に事業を開始している方まで
ご利用いただけます

融資金額

運転資金・設備資金

1,500 万円

追加要件を満たした場合は

最大**3,500** 万円

保証料率

保証料優遇有り

0.5 %

※創業無保証人型は0.7%
(0.2%上乗せ)

融資利率

固定

年 **1.20** %

対象者

- ✓新たに事業を開始する計画を有する方
 - ✓創業して5年未満の個人及び法人
- ※創業無保証人型の場合、個人開業の方は対象外、税務申告1期末終了者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要



**創業無保証人型は
保証人不要**

京都信用保証協会

京都信用保証協会



<https://kyosinpo.or.jp/>

開業・経営承継支援資金

＜創業（開業）型・創業無保証人型＞

	創業（開業）型	創業無保証人型
融資対象となる方	◆府内で新たに事業開始・分社化しようとする方（事業開始等から5年未満の方含む（ただし、創業無保証人型の場合、個人開業の方は対象外、税務申告1期末終了者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要）） ＜融資限度額拡大に係る追加要件＞ ① 府・市指定起業家育成セミナー等を修了した方 ② 商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンターの経営支援を受けた方 ③ 府・市指定インキュベート施設に入居している方 ④ 事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している方 ⑤ 府・市との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けた方 ⑥ 市町村による認定特定創業支援等事業の支援を受けた方	
融資限度額	◆1,500万円、追加要件を満たした場合は、3,500万円（*④の場合は取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内） ※保証協会のスタートアップ創出促進保証及び創業関連特別保証利用可能額の範囲内（合算）	
資金使途等	◆資金使途：運転資金・設備資金 ◆返済方法：原則、元金均等月賦返済	
融資期間 据置期間	◆融資期間：10年以内 ◆据置期間：必要に応じ、2年以内（創業無保証人型で④の場合又は保証申込時に既にプロパー残高がある場合は3年以内）	
融資利率	◆年1.2%（固定金利）（④の場合は取扱金融機関が定める固定金利）	
保証料率	◆0.5%（一律）	◆0.7%（一律） ＜創業（開業）型に0.2%上乗せ＞
連帯保証人	◆必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者以外は原則徴求しない）	◆不要
取扱金融機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合信用金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可	
融資実行後のフォローアップ	融資が実行されてから3箇月後を目処に、商工会議所・商工会等による経営支援を受けていただきます。（④、⑤を除く。）	